

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

廿日市市長 様

下記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。

申請日 令和 年 月 日

フリガナ 被保険者氏名 (申請者)	-----		保険者番号	廿日市市	3	4	2	1	3	9
			被保険者番号							
			個人番号							
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性	別	男・女			
改修する住宅 の所在地	〒 広島県廿日市市 電話番号 () -									
住宅の所有者 (被保険者と住宅 の所有者が違う 場合のみ記入し てください)	〒 住所 氏名 本人との関係 () ※私は、上記被保険者名で介護保険の住宅改修を行うことを承諾します。									
改修の内容・ 箇所及び規模										
改修費用見込額	円(住宅改修費支給対象となる改修に係る費用のみ(消費税込み))									
改修施工者	名 称				着 工 予定日	令和 年 月 日				
	所 在 地									
	電話番号	() -								

居宅介護(介護予防)住宅改修費は次の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 組 合	本 店 支 店 出 張 所	種 目	口座番号	
	金融機関コード	店舗コード	1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他		
	フリガナ				
	口座名義人				

※振込先の口座を本人名義以外のものにする場合は、以下の委任欄に記入をすること。

委任状	
私は、以下の者を代理人と定め、次の権限を委任します。	
令和 年 月 日に申請した居宅介護(介護予防)住宅改修費の請求と受領に関すること。	
申請者	住所
	氏名
代理人	住所
	氏名

※裏面の注意事項もお読みください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

注 意 事 項

- 1 原則として住宅改修着工前に事前申請が必要となります。この申請書と一緒に、介護支援専門員等が作成した「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修が必要な理由書」、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完成予定の状態を確認する書類」、工事費見積書、（改修場所が市営住宅又は県営住宅の場合のみ）市又は県が交付した住宅改修承諾書を、市役所又は各支所に改修着工前に提出してください。
- 2 住宅改修完了後、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完成後の状態を確認する書類」、領収書（原本）、及び工事費内訳書を、市役所又は各支所に提出してください。
- 3 上記の各手続は、介護支援専門員、改修業者等が代行することができます。
- 4 介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けていて、その認定有効期間内に実施した改修が支給対象となります。
 - ・ 要介護認定申請を行った後であれば、まだ認定結果が出ていない時期に改修を実施した場合でも支給対象になります。ただし、認定結果が非該当の場合には支給対象になりません。
- 5 介護保険証記載の住所地（住民票上の住所地）における住宅改修のみが対象です。
- 6 支給対象となる改修内容は、次のとおりです。
 - (1) 手すりの取り付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑りの防止と移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器などへの便器の取替え
 - (6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
- 7 在宅生活を送っている方を対象としています。病院・施設等に入院・入所中の方が自宅の改修を行った場合は、原則として支給対象になりません。ただし、近日中に退院・退所して自宅に戻ることになっていて、在宅生活の下準備として改修を実施した場合は、まだ入院・入所中であっても支給対象となります。ただし、自宅に戻らないことになった場合には、支給対象にはなりません。
- 8 支給対象となる改修費用は、1人当たり20万円を上限とします。支給されるのは改修費用の9割で、実際に支給される金額の上限は18万円となります。負担割合が2割の方は8割を支給し上限は16万円、負担割合が3割の方は7割を支給し上限は14万円となります。
 - ・ 工事費用が20万円を超えた場合は、超えた額は全額自己負担となります。
 - ・ 工事を2回以上に分けて利用することもできます。例えば、最初に15万円の工事を行って、次に5万円の工事を行うこともできます。
 - ・ 既に住宅改修費支給を利用されたことがある方でも、転居した場合又は最初の改修時より要介護度が3段階以上（要支援1と経過的要介護、及び要支援2と要介護1は同じ段階とみなします）高くなった場合は、改めて20万円を上限として利用することができます。